

消費者安全確保地域協議会への対応について（概要）

（平成28年4月26日 鹿生環第80号）

本通達は、消費者安全確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される消費者安全確保地域協議会に関する事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 消費者安全確保地域協議会の概要
- 警察の対応
- 実施上の留意事項

等である。